

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ3）の公募に係るQA（4月17日時点）

No.	質問	回答
1	補助事業提案書（様式2）について、本文の下にあります 応募者名（共同体の場合は代表機関名）は、共同体の場合には個人名ではなく、代表機関名のみを記載するという事でよろしいでしょうか？	代表機関名で大丈夫です。
2	補助事業提案書（様式2）について、(4)共同体構成員の概要 には、構成員（共同体を構成する県内外の研究機関）に所属する人員の氏名を記載するようになっていますが、ここに入る個人は本事業に主にかかわる研究員という理解でよいでしょうか？本事業に関わる全ての人員の氏名を記載しなければならないのでしょうか？（全員となりますと、治験実施に関わるスタッフ全てを記載するのは困難と思います）。記載する人の定義等ご教示ください。	その理解で大丈夫です。主にかかわる研究者、関係者を記載してください。
3	補助事業提案書（様式2）について、本事業の「構成員」とは人ではなく、共同体を構成する組織・研究機関等を指しているという理解ですが、正しいでしょうか？またその場合「機関」には細かい部署名はなくとも構わないものでしょうか？例えば大学内の学部名や講座名など。	「構成員」は共同体を構成する組織・研究機関等の理解で大丈夫です。「機関」の部署名については、もし具体的にわかるのであれば記載してください。
4	ステージ3-1および3-2の【各ステージの概要】を拝見すると、研究開発の段階が示されています。動物を対象とした医療やサービスの研究開発についても、同様のステージ・段階であれば対象範囲に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	今回の「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業（研究高度化事業）補助金は、ヒトを対象、もしくは、ヒトへの治療、診断、サービス等へ応用する研究開発を対象としております。そのため、動物を対象とした動物医薬品開発や動物への治療・サービス等の研究開発は対象外となります。
5	本学とスタートアップ（海外）によるJV共同体での応募を検討している案件がございます。当該スタートアップは海外法人であり、スタッフ1名が8月頃に日本法人の設立を予定している状況です。代表機関については、県内研究機関に限らない（要綱p.6）とございます。本件JVについても、代表機関はスタートアップ企業側が担うことを想定しておりますが、日本法人の設立が8月予定であるため、それまでの間、個人または個人事業主として代表機関となることは可能でしょうか。	申請の際は、現在の法人代表者で大丈夫です。申請には、日本法人の設立を予定している旨を記載してください。
6	人件費の費用科目（p.11）に「補助員雇用費」とありますが、事業執行に係る会計処理や補助事務処理を行う人員についても、本費目として計上可能という理解でよろしいでしょうか。	その理解で大丈夫です。
7	JVの副本を県へ提出する必要があると認識しておりますが、本学では公印による押印に加え、ドキュサイン（契約書や書類にオンラインで署名できる電子署名サービス）も法的拘束力を有するものとして取り扱っております。沖縄県においては、ドキュサインによるJV協定書でも問題ないでしょうか（公印による押印が必須ではないという理解でよろしいでしょうか）。	公印が可能であれば押印をお願いします。ただ、公印が無い場合はドキュサインで受付いたします。 ・押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
8	事業採択の可否に関わらず、申請時には共同体協定を締結する必要がある、ということになりでしょうか。	事業採択の可否にかかわらず申請の際には、締結した共同体協定書を提出する必要があります。 共同体協定書の締結について、応募締め切りに押印が間に合わない場合は、押印の無い（仮）の協定書で提出していただき、5月下旬に予定している審査会までに押印した協定書を提出してください。
9	共同体協定書（ひな形）について、沖縄先端医療技術基盤形成促進事業（研究高度化事業）補助金に係る●●事業（以下「本事業」という。）の「●●事業」は、それぞれの共同体で独自に名称を付けるのでしょうか？	共同体独自の名称で大丈夫です。
10	成立の時期及び解散の時期 につきまして、事業への採択の可否に関わらず、事業開始前（採択決定5月末前）に成立するように時期を設定すればよいのでしょうか	5月中で成立する設定で構いません。
11	提出書類のデータを格納した電子媒体（CD-Rなど）がありますが、押印必要な様式7、様式9については、押印後PDF化などしたものを格納する、ということでしょうか？ また、こちらには、添付資料（企業提出のもの）も格納する必要がありますでしょうか。	様式7、様式9については、押印後PDF化したものを格納してください。 また、提出書類の全データとなりますので、添付資料（企業提出のもの）も格納してください。

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ3）の公募に係るQA（4月17日時点）

No.	質問	回答
12	<p>公募要領、P.18の【添付資料】③について</p> <p>弊社は、A県内に支店登記（研究所）があり、3月に本店をB県から沖縄県へ移転しました。前期までA県でもB県でも納税しております。納税地すべての都道府県の納税証明書が必要でしょうか。</p> <p>法人事業税、法人県民税の納税証明書について沖縄県分をご提出すれば良いでしょうか。</p>	<p>直近3か年の事業に係る法人税等収めるべき税金の未納が無いかの確認となりますので、納税地すべての納税証明書をお願いします。ただし、提出する納税地は本提案に關与する法人等が所在するものを対象とします。</p>
13	<p>公募要領、P.18の【添付資料】③について</p> <p>法人市町村民税の納税証明書について沖縄県那覇市内に本店移転登記して間もなく、那覇市への納税はありません。前期、宜野湾市には納税しております。宜野湾市分を提出すれば良いでしょうか。問12のとおり、他都道府県にも納税がありますが、納税地すべての市町村の納税証明書が必要でしょうか。</p>	<p>未納の税額が無いことの確認となりますので、納税されている宜野湾市分と、納税地すべての市町村の納税証明書をお願いします。ただし、提出する納税地は本提案に關与する法人等が所在する市町村のものを対象とします。</p>
14	<p>公募要領「7.(4)申請書類」の「添付資料（登記事項証明書、直近3か年の決算書、納税証明書）」について確認です。</p> <p>共同体として申請する場合、これらの書類は代表機関のみならず、構成員となるすべての民間企業が個別に提出する必要があるのでしょうか。大企業等が参画を検討している場合、決算書類等の収集に時間を要するため、明確な基準をご教示ください。</p>	<p>共同体として申請する場合、構成員すべての登記事項証明書、直近3か年の決算書、納税証明書を提出する必要があります。</p>
15	<p>4月24日の応募締切時点において、共同体協定書（様式9）には構成員全社の代表印（実印）が押印された原本の提出が必要でしょうか。</p> <p>各社の内部決裁に時間を要するため、応募段階では「案（押印なし）」などのドラフトでの提出とし、採択後の交付申請時に原本を差し替える運用は可能でしょうか。</p>	<p>基本的には、応募締め切りまでに押印された原本の提出が必要ですが、応募締め切りに間に合わない場合は、応募段階では「案（押印なし）」などのドラフトでの提出とし、必ず5月下旬に予定されている審査会までに押印された原本を提出してください。</p>
16	<p>誓約書（様式7）の提出範囲と押印について*申請書類に含まれる「誓約書（様式7：暴力団排除等に関する誓約）」について確認させてください。</p> <p>共同体として申請する場合、この誓約書は「代表機関（弊社）」のみが作成・提出すれば要件を満たしますでしょうか。それとも、共同体の「構成員となるすべての機関（企業および大学）」がそれぞれ自社の名義で作成し、提出する必要があるのでしょうか。</p> <p>また、もし構成員全社の提出が必要な場合、4月24日の応募締切時点で、各機関の代表印（実印）が押印された「原本」の提出が必須となりますでしょうか。</p>	<p>誓約書は構成員すべての提出となりますが、応募締め切り時に押印が間に合わない場合は、押印をされていない誓約書（仮）で提出いただき、五月下旬に予定されている審査会までに押印されたものを提出してください。</p>
17	<p>様式3の研究開発費積算内訳書の作成は初年度分だけで良いのでしょうか？（2、3年目を想定しているのですが、どこにどのように記載すればよいのでしょうか？）</p>	<p>応募段階では、初年度のみ提出でも大丈夫ですが、可能であれば【様式3】の年度を修正して、2年目、3年目の想定している積算を記載してください。</p> <p>審査会を経て採択候補案件となった場合は、補助金交付申請の際に、2、3年目の研究開発積算内訳書も併せて提出することになります。</p>
18	<p>様式7 誓約書は代表企業のみ署名捺印でよろしいでしょうか？</p>	<p>共同体の場合は、各構成員についても誓約書を提出する必要があります。応募締め切りまでに押印が間に合わない場合は、押印されていない仮の誓約書を提出し、5月下旬に予定されている審査会までに押印されたものを提出してください。</p>
19	<p>提出書類のうち、添付資料（登記事項証明書、決算書、納税証明書）については各構成企業分が必要、かつ大学等については不要という理解であっておりますでしょうか？</p>	<p>大学は不要となりますが、各構成企業については必要となります。</p>
20	<p>P18 2行目 大学等の「等」には何を含まれますか？具体的には、クリニック・病院・医療法人が構成企業として参加することを想定しておりますが、添付資料は必要でしょうか？</p>	<p>公募要領P15の※に記載がありますが、「大学等」とは、①大学、②高等専門学校、③大学共同利用機関となります。そのため、クリニック・病院（大学病院は除く）・医療法人は添付資料が必要となります。</p>
21	<p>「物品費のうち機械装置備品費」の補助対象については、物品費の全額か、補助対象年の減価償却分か、どちらになりますでしょうか。</p>	<p>「物品費のうち機械装置備品費」の補助対象は、物品費の全額となります。</p>

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ3）の公募に係るQA（4月17日時点）

No.	質問	回答
22	添付資料（会社の登記事項証明書、直近3か月の決算書、直近3か年の法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書）については共同体の構成員企業においても提出が必要でしょうか。	共同体の構成員企業についても提出が必要となります。また、誓約書（様式7）についても同様となります。ただし、誓約書の押印について応募締め切りに間に合わない場合は、応募締め切り時は、押印していない（仮）の誓約書で提出していただき、5月下旬に予定されている審査会までに押印されたものを提出してください。
23	人件費として補助対象となる、研究員・管理員・補助員の役割・業務内容はそれぞれ具体的にどのようなものを想定しておりますでしょうか。	大まかではありますが、○研究員…提案内容の研究者、○管理員…提案テーマを実施する際の事業進捗管理、予算管理等、○補助員…研究補助員または経理事務補助 を想定しています。
24	申請書類の印刷につきまして、公募要領に「全てA4サイズ（縦向き）とし、様式を崩さず1ページに1枚（割付禁止）で印刷し、左上をクリップでとめて下さい。」とありますが、様式8のパワーポイントファイル形式の資料についても「縦向き」1ページ1枚の印刷ということでよろしいでしょうか？（縮小されて上下スペースが大きく空いた形になるかと思えます）	様式8のパワーポイントについては、横向きに印刷したものを他の資料と合わせて縦向きで止めてください。
25	申請書類の印刷につきまして、公募要領に「全てA4サイズ（縦向き）とし、様式を崩さず1ページに1枚（割付禁止）で印刷し、左上をクリップでとめて下さい。」とありますが、様式8のパワーポイントファイル形式の資料についても「縦向き」1ページ1枚の印刷ということでよろしいでしょうか？（縮小されて上下スペースが大きく空いた形になるかと思えます）	様式8のパワーポイントについては、横向きに印刷したものを他の資料と合わせて縦向きで止めてください。
26	質問No8回答に関して、協定書の押印については、質問No7、No15（ものづくり振興課）、No3、No6、No13（科学技術振興課）で同様の質問に対し、構成員全員の押印が間に合わない場合は代表機関のみの押印でひとまず受付、5月下旬の審査会までに差替えと回答されております。 代表機関の機関長の押印も間に合わない場合は、押印の無い協定書で申請することが可能になったという理解でよいでしょうか？	協定書に係る構成員全員の押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始（5月下旬）までの間に構成員が押印した協定書に差し替えることで対応してください。
27	支給上限額の解釈について確認させていただきたくご連絡いたしました。 公募要領等に「補助金上限額 100,000千円」と記載があり、補助率が8割となっている企業による申請の場合、以下の認識で相違ないでしょうか。 ・支給される上限額は、記載通り「100,000千円」である。 ・補助率が8割のため、対象経費として125,000千円以上を計上（申請）した場合に、上限額である100,000千円が支給される。	ご認識のとおりです。 なお、事業期間は7月～翌年2月を予定していますので、実現可能性のある範囲で申請してください。
28	令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ3）の公募に係るQA（4月9日時点）No.5質問の回答として“現在の法人代表者”と回答されていますが、“海外法人の代表”という認識でお間違いないでしょうか？  上記の回答が海外法人の代表の場合、以下の添付資料の提出方法についてご教示いただきたいです。 【添付資料】（正本1部（片面印刷）） ①会社の登記事項証明書（発行後6カ月以内のもの）②直近3か年の決算書（確定申告時に提出した貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書（任意））、未決算の場合は、直近月末の中間決算書③直近3か年の事業に係る法人税（証明書の種類：「その3の3」）、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書（未納の税額が無いことの確認として提出して頂きます）	ご認識のとおりです。 なお、No.5の回答について、日本法人の設立が予定通りなされなかった場合は、交付決定時期の変更や交付決定の取消し等の可能性があることを申し添えます。  また、日本法人の設立を近日中に予定している海外法人の代表者を代表機関として申請する場合は、①会社の登記事項証明書及び②直近3か年の決算書について相当するものの原本及び日本語訳を提出することとし、③については日本国内に納税していない場合は提出不要とします。
29	協定書 第5条「本共同体の構成員の住所及び名称」について、所在地・法人名・代表者名の記載欄における「代表者名」は、担当する構成員本人ではなく、病院長や理事長等の法人代表者を指す認識でよろしいでしょうか。また、各構成員個人の氏名ではないという理解で相違ないか、ご教示いただけますと幸いです。	ご認識のとおりです。 大学等であれば学長名（機関長名）、企業であれば代表取締役名といった各団体の長名での押印をお願いします。また、本事業における構成員とは、大学法人や国立研究法人等であれば法人単位の構成員を想定しているため、共同体協定書において教授や助教授など個々の研究員の情報を記載する必要はございません。
30	協定書 第5条「本共同体の構成員の住所及び名称」について、最終頁の捺印欄に関連して、代表者および構成員の所在地・名称・代表者名については、あらかじめパソコンで入力した上で押印する形式でも問題ないか、ご確認させていただけますでしょうか。	問題ございません。

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金(ステージ3)の公募に係るQA(4月17日時点)

No.	質問	回答
31	様式2(4) 共同体構成員の概要について 「共同体の構成員の概要」の項目につきまして、記載対象となる構成員の範囲についてご教示いただけますでしょうか。研究員、管理員、補助員など、今後雇用を予定している方々につきまして、現時点での記載が必要となりますでしょうか。 本様式に記載していないメンバーに対して、人件費や謝金を支払うことが不可能となるのか、あるいは申請書の変更届等の手続きが後々発生する可能性があるのか、についても併せてご教示いただけますと幸いです。	様式2(4) 共同体構成員の概要は、主たる構成員を記載頂き、それぞれの役割分担や選定理由を示すことで、「研究開発を行うにあたって適切な研究体制が整っていること」を示してください。補助金交付決定後に雇用を予定している人員については現時点で記載を求めません。 なお、より詳細な内容について、採択候補者決定通知後の補助金交付申請書で記載を求める場合がございます。
32	「直近3カ年の決算書」の取り扱いについて ■ ご相談内容(未決算期間の代替書類について) 共同体構成員として参画予定の民間企業において、直近の事業年度(令和7年度)が「未決算」となっている企業がございます。公募要領には「未決算の場合は、直近月末の中間決算書」を提出する旨の記載がございますが、当該企業は中小企業であり、制度上正式な「中間決算書」を作成しておりません。 このような場合、代替措置として以下のどちらの対応をとるのが適切でしょうか。 対応案A: 確定している過去2期分(令和5・6年度)の決算書のみを提出する(未決算期間の書類提出は免除される)。 対応案B: 確定している過去2期分(令和5・6年度)の決算書に加え、未決算期間の代替として、社内で管理している「直近月の試算表(貸借対照表および損益計算書がわかるデータ)」を提出する。 対応案C: その他、指定の代替書類等がある。	構成員の近況を確認する必要があるため、対応案Bで対応してください。
33	ポスドク研究員や研究補助員の雇用に関して、単年度の定めで雇用し、補助事業の継続が決まれば次の年度も同一者を雇用するというやり方は可能か?	可能です。
34	ポスドク研究員や研究補助員の雇用に関して、単年度の定めで雇用し、3月分については概算払い等で(補助期間内に)事前に支払い、後で額を確定させるというやり方は可能か?	本事業の補助期間は令和9年2月26日までであり、対象となる期間分の補助対象経費しか補助できないことから、3月分の人件費を補助することはできません。
35	ポスドク研究員や研究補助員の雇用に関して、単年度の定めで、年俸制で雇用し、3月分については補助期間内に支払いが完了するよう契約等で定めるなどして支払うことは可能か?	本事業の補助期間は令和9年2月26日までであり、対象となる期間分の補助対象経費しか補助できないことから、3月分の人件費を補助することはできません。
36	質問No.15に関して、共同体協定書(ひな形)の押印が、代表者の押印のみ締め切り日に間に合った場合、5月下旬の審査会までに、その他の構成員の押印した紙を提出すればよいか。つまり、代表者の押印を再度取る必要があるかご教示頂きたい。	代表者含む構成員全員が押印した共同体協定書一式を作成し、差し替えられる形で提出してください。
37	【その他資料】③企業及び団体概要がわかる資料(パンフレットなど)については、会社のホームページに掲載しているようなパンフレットを提出すればよいか。	企業の概要が説明できる資料であれば問題ございません。
38	【添付資料】②直近3カ年の決算書について、提携する企業が決算書を非公開としており提出できないとしているが、申請可能か。	決算書の提出は必須です。決算書を提出できない場合は、公募要領5ページ 申請対象者の要件(4)を満たすことが確認できないため、本事業に申請することはできません。
39	提出書類の添付資料「会社の登記事項証明書(発行後6カ月以内のもの)」について、弊社役員が3月31日付で退任となり現在登記変更の手続きがなされており、変更前/変更後の正本を入手することが出来ませんでした。 変更前(令和8年1月19日付)のPDFデータはあるのでこちらを印刷してご提出することはできるのですが、一旦こちらでもよろしいでしょうか。変更後の正本は5月13日頃ご提出できるかと思えます。	変更前のPDFデータを印刷して提出するとともに、登記変更の申請中であることを説明する理由書(様式任意)を併せて提出してください。 さらに、変更後の正本を5月下旬に予定されている審査会までに必ず提出してください。
40	人件費の計算方法に関してご質問したく、ご連絡させていただきました。 公募要領には、「企業等の人件費単価は実績単価方式、健保等級単価方式のいずれかに基づいて算定すること」と記載されておりました。 実績単価方式の計算式は、下記の通りでよいのでしょうか? 「(年間総支給額 + 年間法定福利費等) ÷ 年間実総労働時間 = 人件費単価」	実績単価方式の場合は、「人件費時間単価 = (年間総支給額 + 年間法定福利費) ÷ 年間理論総労働時間」で算出してください。具体的には、経済産業省補助事業マニュアル(経済産業省大臣官房会計課, 令和4年6月)10ページをご参照ください。 <a href="https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf">https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf</a>
41	【1. 主要研究員候補 研究経歴書について】 主要研究員候補の位置付けにつきまして、共同体で応募する場合、各参画法人の代表者(構成員)の経歴を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

令和8年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金（ステージ3）の公募に係るQA（4月17日時点）

No.	質問	回答
42	<p>【2. 誓約書について】</p> <p>誓約書は、共同体で応募する場合、各参画法人ごとに提出が必要との認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>誓約書は構成員すべての提出となりますが、応募締め切り時に押印が間に合わない場合は、押印をされていない誓約書（仮）で提出いただき、五月下旬に予定されている審査会までに押印されたものを提出してください。</p>
43	<p>【3. 共同体協定書の提出時期について】</p> <p>現在、共同体協定書を作成のうえ、各法人内での審議を進めておりますが、公的機関が多い関係で、提出期限である24日までの締結が難しい可能性がございます。この場合、共同体協定書のみ後日提出とすることは可能でしょうか。</p>	<p>事業採択の可否にかかわらず申請の際には、締結した共同体協定書を提出する必要があります。</p> <p>基本的には、応募締め切りまでに押印された原本の提出が必要ですが、応募締め切りに間に合わない場合は、応募段階では「案（押印なし）」などのドラフトでの提出とし、必ず5月下旬に予定されている審査会までに押印された原本を提出してください。</p>
44	<p>「(年間総支給額 + 年間法定福利費等) ÷ 年間実総労働時間 = 人件費単価」で算出した人件費単価ですが、この人件費単価にも消費税が含まれていると考えるのでしょうか？</p> <p>&lt;例&gt;人件費単価：1100円（単価1000円 + 消費税100円）</p>	<p>算出された人件費に消費税は含まれません。</p>
45	<p>企業単位で機械装置備品費や人件費を計上する場合、総額で良いですか。</p> <p>機械毎に1行ずつ入れる必要がありますか。</p> <p>また、統括版では企業毎の総額で良いですか。</p>	<p>様式3 積算内訳書は、各企業ごとに、シート"企業版"を用いて単価と数量から積算してください。また、機械ごとに1行ずつ入力してください。必要に応じて行を挿入してください。</p> <p>シート"総括様式"には、企業毎の総額で入力してください。</p>
46	<p>協定書内に記載する銀行口座についてですが、採択後に銀行から借入れする場合があります。（現時点で決まっていない場合があります）</p> <p>そのため、協定書に記載する時点では、例えば「〇〇名義の口座」という表現にしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>協定書内に記載する取引金融機関の書きぶりについては、協定書の構成員のご判断で問題ありません。</p>
47	<p>CD-Rに添付するファイル形式に指定はあるか。</p>	<p>Office365もしくはAcrobat Readerで正常に閲覧、印刷できるファイルを添付して頂ければ問題ありません。不安な場合はPDFのみ、もしくは生データとPDFの両方を添付して頂ければ大丈夫です。</p>